

## 食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の公表等について

日頃より、農林水産行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、食品リサイクル法に基づく基本方針の公表を行うとともに、併せて検討を行ってまいりました政省令・告示の改正に係る公布を行いましたのでお知らせいたします。

食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定については、昨年度より、環境省と合同で、審議会において検討を行ってまいりました。これにあたり、パブリックコメント等において御意見をいただきましたこと、深く感謝いたします。

今回の新たな基本方針の策定、政省令・告示の改正に係るポイントは以下のとおりです。

### 【ポイント】

○新たな基本方針、政省令・告示の改正の概要は【別紙P 1～2】のとおりです。

○目標設定について

- ・①事業系食品ロス量の半減目標、②発生抑制目標、③再生利用等実施率の3種類の目標値が設定されました。詳細は、【別紙P 3～5】を御参照ください。

#### 〈①事業系食品ロス量の半減目標〉

今回の基本方針の策定において新たに設定された目標です。2000年度比で2030年度までに事業系食品ロス量を半減させることを目標としています。

#### 〈②発生抑制目標〉

既に設定されている31業種のうち19業種で見直しを行うとともに、2014年時点で設定されていなかった44業種のうち3業種で新たに目標設定を行いました。

(2023年度までの目標)

#### 〈③再生利用等実施率〉

これまでの目標値達成に向け順調に推移している食品卸売業及び食品小売業は75%及び60%にそれぞれ5%引き上げ、再生利用等が相当程度進んでいる食品製造業は95%のまま据え置きました。また、これまでの目標の達成が厳しい外食産業は目標値50%を据え置き、特に発生抑制の取組を強化することとしました。

(2024年度までの目標)

○定期報告について

2019年度定期報告（2019年4月～2020年3月の実績が対象）以降において、食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量について「市町村毎の把握」が必要となるなど、変更があり、食品関連事業者の皆様において今年度から対応が必要となる部分があります。詳細は、【別紙P6】を御参照ください。

上記のとおり、食品関連事業者の皆様にお知りおきいただきたい内容や御対応いただく必要がある内容が含まれることから、会員の皆様にも御周知いただければ幸いです。

御不明な点等ございましたら、以下の担当まで御連絡ください。

(参考)

【基本方針、政省令・告示】

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s\\_hourei/index.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_hourei/index.html)

【パブリックコメントの結果】

- ・基本方針 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002850&Mode=2>
- ・政令 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002869&Mode=2>
- ・判断基準省令 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002849&Mode=2>
- ・定期報告省令 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002870&Mode=2>
- ・登録省令 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002871&Mode=2>
- ・発生抑制目標値 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002872&Mode=2>

(連絡先・担当)

農林水産省食料産業局

バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

担当：三浦、長谷部、河原崎

電話：03-6744-2066